名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則における駐車場取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に 関する条例施行細則(平成12年名古屋市規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項第1号及び第2号に規定する駐車場について必要な事項を定め ることを目的とする。

### 2 自動車駐車場の形態

規則第10条第1項第1号に規定する自動車が駐車できる駐車場の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル、奥行 5 メートル程度 (機械式の駐車場の場合を除く。)
- (2) 自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものであること

### 3 自動車駐車場の設置の例外

- (1) 規則第10条第1項第1号ただし書の規定による措置をとろうとする建築主は、隔地駐車場事前協議書(別紙)に次に掲げる図書を添えて建築指導課に提出し、協議しなければならない。
  - ア 建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第1条の3第1項の表1 (い)項に掲げる付近見取図及び配置図
  - イ その他市長が必要と認める書類
- (2) 規則第10条第1項第1号イに規定する「敷地の位置又は形状により必要 台数の自動車が駐車できる駐車場を敷地内に設置することができないと市 長が認めた場合」とは、次に掲げるとおりとする。
  - ア 前面道路に交通規制があり自動車の出入りが不可能又は困難な場合
  - イ 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されるなどして、自動 車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合

- ウ 近隣商業地域又は商業地域において、通常の駐車場配置計画では敷地 の形状により、敷地内に必要台数の自動車が駐車できる駐車場を設置す ることが困難な場合(敷地内に必要台数の2分の1以上を設置する場合 に限る。)
- エ 敷地が狭小なため建築計画上敷地内に必要台数の自動車が駐車できる 駐車場を設置することが極めて困難な場合(ごみの保管場所、LPガス 貯蔵設備、その他居住者の利用に供するための施設又は建築物の管理上 必要な施設等を設置することにより、自動車が駐車できる駐車場の設置 が困難になる場合にあっては、関係する機関と協議がなされたものに限 る。)
- オ 地区計画等で、敷地内に自動車が駐車できる駐車場を設置することが 困難な場合
- カ 自動車の出入口を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困 難な障害物が道路上にある場合
- キ 商業地域で指定容積率 500 パーセント以上の敷地の場合
- ク 建築物の敷地が、歩行者空間を積極的に整備する路線にのみ面している場合
- (3) 規則第10条第1項第1号ウに規定する「共同住宅型集合建築物の利用形態及び周囲の状況からみて必要台数の自動車が駐車できる駐車場を敷地内に設置する必要がないと市長が認めた場合」とは、次に掲げるとおりとする。
  - ア 高齢者住宅等で、主に自動車を所有しない者を入居対象とし、その管理が適切に実施される場合
  - イ ウィークリーマンション等のホテルと類似した利用形態のため、住宅 用の駐車場を確保しなくても支障がない場合(管理人が24時間常駐する 場合に限る。)
  - ウ 鉄道の駅からおおむね半径300メートル以内の距離にある敷地で、交通の利便性がよく、必要台数の自動車が駐車できる駐車場を敷地内に設置しなくても支障がない場合で次のいずれかに該当する場合

- (ア) 規則第10条第1項第1号ア又はイに該当すること
- (イ) 敷地内に必要台数の 2 分の 1 以上の自動車が駐車できる駐車場を設置し、敷地外に必要台数に不足する台数の自動車が駐車できる駐車場を設置すること
- エ 公営住宅法その他法令等で規定する公営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、更新住宅で、地方公共団体が条例に基づく整備基準により駐車場の必要台数を定めている場合
- (4) 前号ウに該当する場合は、規則第10条第1項第1号中「2分の1」とあるのは「3分の1」に読み替えるものとし、敷地内の駐車場に居住者等を会員とするカーシェアリングを導入し、適切な運用計画を立てられている場合にあっては、必要台数から2台分を減じた数値を必要台数とみなす。
- (5) 敷地外に自動車が駐車できる駐車場を設ける場合は、当該建築物の敷地から歩行距離がおおむね500メートル以内の場所に設けるものとする。

#### 4 自転車駐車場の形態

規則第10条第1項第2号に規定する自転車が駐車できる駐車場の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車台数 1 台につき幅 0.5 メートル、奥行 2 メートル程度 (機械式の駐車場の場合を除く。)
- (2) 屋根が設置されていること

# 5 一団の土地における駐車場の取扱い

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして、規則第10条第1項第1号及び第2号の規定を適用することができる。

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年11月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 隔地駐車場事前協議書

						年	月	日
建築場所				Į 1	整理番号	-	_	
				ţ	協議回数			回目
建築主				J	用途地域			
設計事務所名				指	定建蔽率			%
連絡先電話番号	( )	_		指	定容積率			%
担当者名				住	30㎡未満			戸
必要台数計算式				戸数	30㎡以上			戸
必要台数	/>	敷地内に設置する台数			敷地内に不足する台数			
	台		台		台			
適用条項 (規則第10条 1 項(1) )								
ただし書 ア	法令の規定(						)	
ただし書 イ 要綱 3 (2)	r · .	イ・ウ・	工 • ]	オ・	カ・キ	· ク		
ただし書 ウ 要綱 3 (3)	<i>P</i> • -	イ・ウ(ア)	· ウ(	1) •	エ			
備考								
結果								

# 注意 1 太枠内のみ記入してください。

- 2 適用条項の該当する項目を○で囲んでください。
- 3 初めて隔地駐車場の契約をする方は、契約をする前に契約書案を建築指導課へお見せください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。